
公安委員会規則

高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第14号

**高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告
に関する規則の一部を改正する規則**

高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則（平成19年高知県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「必要な」を「、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成18年政令第192号）に定めるもののほか、必要な」に改める。

第4条中「準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第4項」を「読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第3項」に改める。

第5条中「において」を「において読み替えて」に、「第21条」を「第23条」に改める。

第6条第1項中「準用する行政不服審査法第34条第2項」を「読み替えて準用する行政不服審査法第25条第2項」に、「第35条」を「第26条」に改める。

第7条を削る。

第8条第1項中「第39条第1項」を「第27条第1項」に、「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（手続の併合又は分離の通知）

第8条 公安委員会は、法第230条第3項において読み替えて準用する行政不服審査法第39条の規定に基づき数個の再審査の申請に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の再審査の申請に係る審理手続を分離したときは、別記第4号様式による手続併合（分離）通知書により申請人及び処分庁にその旨を通知するものとする。

第9条中「準用する」を「読み替えて準用する」に、「第41条第1項の規定による書面」を「第50条第1項の裁決書」に改める。

第10条第2項中「第42条第2項」を「第51条第2項」に改める。

第12条中「準用する」を「読み替えて準用する」に、「第14条第4項」を「第18条第3項」に改める。

第13条中「において」を「において読み替えて」に、「第21条」を「第23条」に改める。

第14条を削る。

第15条第1項中「第39条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(手続の併合又は分離の通知)

第15条 公安委員会は、法第232条第3項において読み替えて準用する行政不服審査法第39条の規定に基づき数個の事実の申告に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の事実の申告に係る審理手続を分離したときは、別記第4号様式による手続併合(分離)通知書により申告人及び事実の申告に係る留置業務に従事する職員による行為があった留置施設の留置業務管理者にその旨を通知するものとする。

第16条第1項中「書面」を「別記第8号様式による通知書」に改め、同条第2項中「書面」を「通知書」に改める。

第17条中「警察本部長」を「高知県警察本部長」に改める。
別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所（留置されている場合は、留置施設が置かれている警察署の名称）

氏名 ㊟

申請人が法人その他の団体である場合は、代表者又は管理人の住所又は居所及び職・氏名

再審査の申請書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項の規定に基づき、下記のとおり再審査の申請をします。

記

- 1 再審査の申請に係る審査の申請の裁決の内容
- 2 再審査の申請に係る審査の申請の裁決があったことを知った年月日
年 月 日
- 3 再審査の申請の趣旨及び理由
- 4 審査の申請の裁決に係る処分庁の教示の有無及びその内容

別記第2号様式中「において」を「において読み替えて」に、「第21条」を「第23条」に改める。

別記第3号様式を削る。

別記第4号様式中「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に、「第39条第1項」を「第27条第1項」に改め、同様式を別記第3号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式（第8条、第15条関係）

第 年 月 日
号

様

高知県公安委員会



手続併合（分離）通知書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第3項
第232条第3項において読み替え

て準用する行政不服審査法第39条の規定に基づき、下記の再審査の申請
事実の申告に係る審理手

続を併合しましたので、通知します。
分離しました

記

（審理手続を併合し、又は分離した再審査の申請又は事実の申告）

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第9条関係）

第 号

裁決書

1 主文

2 事案の概要

3 審理関係人の主張の要旨

4 理由

年 月 日

高知県公安委員会



別記第7号様式中「（第15条関係）」を「（第14条関係）」に、「第230条第3項」を「第232条第3項」に、「第39条第1項」を「第27条第1項」に改める。

別記様式に次の1様式を加える。

第8号様式（第16条関係）

第 号

通知書

様

年 月 日付けでありました事実の申告について、下記のとおり確認
しましたので、通知します。

記

1 主文

2 事案の概要

3 審理関係人の主張の要旨

4 理由

年 月 日

高知県公安委員会



附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。